電気自動車に充電する急速充電設備の規定

米子地区防火安全協会



山陰でも、電気自動車に充電する急速充電設備の設置が進んでいます。

急速充電設備は、内部で高い電圧を発生させるため、電気設備として一定の安全対策を施す必要があり、火災予防条例に急速充電設備の構造や設置する位置などについて規定がもうけられています。

この規定は、平成24年12月1日から施行されますので、設置を予定されている会員事業所の皆さんは、お近くの消防署にお問い合わせ願います。

なお、すでに設置されている場合も、標識の設置、急速充電設備の周囲の管理、定期的な点検の実施などをされ、安全に利用できるようお願いします。

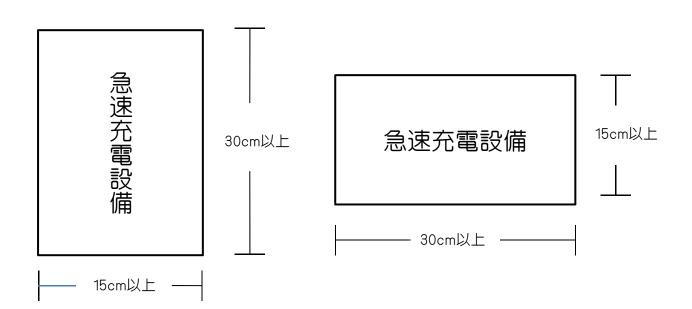
(鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例より)

主な項目	基準の概要			
対象となる充電設備	・全出力が、20kwを超え50kw以下のもの。			
構造の基準	・急速充電設備の筐体は、不燃性の金属材料で造ること。			
設置の基準	・急速充電設備は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。 ・急速充電設備は、雨水等の侵入防止の措置を講ずること。 ・急速充電設備の設置場所には、「急速充電設備」の標識を掲示すること。			
安全措置	 ・急速充電設備と電気自動車等との間で絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 ・急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 ・漏電、地絡、制御機能電圧又は電流の異常を自動的に検知し、異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。 ・異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。 ・手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。 ・自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。 			
周囲の環境等	・急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。・急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。			
点検	急速充電設備に関する知識及び技能を持った者に、必要に応じて点検させること。			

標識の基準

急速充電設備の設置場所には、見やすい箇所に所定の標識を設置する必要があります。

表示	地	文字	幅	長さ
急速充電設備	白色	黒色	15cm以上	30㎝以上



詳しい規定は、西部消防局のホームページで「火災予防条例」をご覧ください。 http://www.tottori-seibukoiki.jp/syobo/yobou/kitei/

お問い合わせ先

・米子消防署 39-0251・大山消防署 39-5002・境港消防署 47-0119・江府消防署 77-2001









